

# 泉大津版未病予防健診腸内環境検査業務委託仕様書

## 1 業務名

泉大津版未病予防健診腸内環境検査業務

## 2 業務の目的

本事業は、病気になる前の段階の未病状態を早期に把握し、個人が自分に合った健康づくりに主体的に取り組める環境を整備するため、新たに泉大津版未病予防健診として、腸の健康状態を調べる腸内環境検査業務を実施し、市民のヘルスリテラシーと生活の質（QOL）の向上を図る。

## 3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 4 法令の遵守

本業務を実施するにあたり、泉大津市健康づくり推進条例及び泉大津市個人情報の保護に関する法律施行条例等、関係法令を遵守する。

## 5 健診項目

腸内環境検査（便検査）

## 6 業務内容に関する項目

### (1) 健診

#### ア 準備

指定した日時に検査キット等、実施に伴う必要物品を指定する場所に用意する。

#### イ 検体の回収

検体回収は委託者が行い、回収した検体を発送するための梱包資材及び配送料金は受託者が負担する。

### (2) 健診結果通知

#### ア 受診者あて

検体到着後、原則20日以内（土・日・祝日を含まず）に、健診結果通知を作成する。健診結果通知には、検査結果の見方のほか、健康状態を自覚し、生活習慣改善の重要性に対する関心と理解を深め、受診者自らの行動変容を促すための必要な情報が反映されているものとする。様式については担当課と協議の上、作成する。

#### イ 委託者あて

アで作成した健診結果一式を、検体到着後、原則20日以内（土・日・

祝日を含まず)に、委託者へ提出する。また、受診者一覧表(電子データ)を、検体到着後、原則20日以内(土・日・祝日を含まず)に委託者へ提出する。その他、当該業務におけるデータについては、委託者の求めに応じ隨時提出する。

#### ウ その他

上記ア、イで示す結果通知、電子データ様式、その他詳細については、委託者の指示に従う。データ(結果通知を含む)の提供にあたっては、原則として、委託者が指定する追跡可能な配送サービス(レターパックプラス、書留、特定記録郵便、ゆうパック等)又は、セキュリティの担保されたファイル共有サービス等の利用により行う。また、健診結果について市民から再発行の依頼があった場合は対応する。

### (3) 事後の保健指導

#### ア 保健指導の実施

受診者に対し、個人に合った主体的な健康づくりが実践できるよう、健診結果を踏まえた保健指導を実施する。保健指導は、電話、対面、オンライン等の形態で行い、内容は、健康状態を自覚し、生活習慣改善の重要性に対する関心と理解を深め、受診者自らの行動変容を促すための必要な情報が反映されているものとする。また、保健指導は、医師、管理栄養士、保健師、看護師又は運動指導士等の有資格者が行う。

#### イ 委託者あて

アで実施した保健指導について報告書を委託者へ提出する。報告書には「実施日時、年代別参加人数、実施内容、当時の様子、保健指導の改善効果など」の項目を含めること。その他、保健指導に係るデータについては、委託者の求めに応じ隨時提出する。

### (3) 記録の保存

健診結果は、少なくとも5年間は保存する。

### (4) 再委託の禁止

受託者は、業務の全部を第三者に再委託してはならない。なお業務の一部を第三者に委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

## 7 支払条件

### (1) 委託料

業務委託料は、検査キット及び検査、保健指導等の単価(消費税込み)にそれぞれの出来高(受診件数)を乗じた合計額を支払うものとする。

### (2) 請求

支払いの請求は、本市の完了検査に合格した後に行うことができるものとする。

### (3) 支払時期

支払いの方法は月毎の出来高確定ごとに行うものとする。

## 8 苦情対応

健診結果や保健指導等に関する苦情・トラブルの対応は原則として受託者が行う。ただし、制度の疑義、解釈に関する事項については、受託者から委託者に引き継ぐものとする。また、対応の結果についてはその経緯を含め、速やかに文書にて報告するものとする。

## 9 個人情報保護及び情報セキュリティ

当該業務の履行に必要な一切の情報について、契約期間中及び契約終了後も、外部に漏えいすることがないよう、厳重な措置を講じた上で業務を遂行すること。また、本サービス提供において利用する個人情報について、本サービス提供以外の目的で利用してはならない。

## 10 その他

### (1) 受診想定人数

泉大津版未病予防健診腸内環境検査実施要領に示す受診想定人数は、対象者の自由意志に基づくものであり、当該健診受診者の発注量を保証するものではない。

### (2) 予算

当該業務については、出来高数量において執行するものであるが、本市予算の範囲内での執行である。

### (3) 仕様の変更

当該業務に関しては、法改正等によりその仕様が変更となる場合がある。

### (4) 結果について

健診結果等の疑義等が生じた場合は、結果の再確認を行い、必要に応じ修正を行うこと。また、その場合、修正を行ったものを納品すること。

### (5) その他

その他、泉大津版未病予防健診腸内環境検査実施要領のとおりとする。また、この仕様書及び実施要領に定めのない事項については、必要に応じて委託者・受託者にて協議して定めるものとする。